

柏原市立小・中学校の
適正規模・適正配置について

(答申)

平成28年3月

柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会

目 次

はじめに	1
《第1部》	
小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方	2
1. 市立小・中学校の現状と課題	2
(1) 児童・生徒数、学級数と今後の推移	2
(2) 通学区域	3
2. 市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方	5
(1) 学校規模・学校配置の適正化について検討する際の視点	6
(2) 小規模校のメリット、デメリット	9
(3) 適正規模・適正配置	10
3. 適正規模・適正配置を実施する上での留意点	13
《第2部》	
各中学校区の適正規模・適正配置について	14
(1) 柏原中学校区	15
(2) 堅上中学校区	18
(3) 国分中学校区	22
(4) 堅下北中学校区	26
(5) 堅下南中学校区	29
(6) 玉手中学校区	32
おわりに	35
資料編	
資料①：柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会規則	36
資料②：柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会委員名簿	38
資料③：柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会の審議経過	39
資料④：諮問書（写）	40

はじめに

柏原市は、昭和 33 年に市制が施行され、大阪市内まで約 20 分という恵まれた交通条件と住環境の良さが相まって、ベッドタウンとして急速に発展してきました。しかし、人口は平成 9 年の 79,882 人をピークに現在に至るまで減少傾向が続いており、平成 27 年 8 月現在は、71,627 人となっています。

また、全国的に少子化が進んでいるなかで、本市においても児童・生徒数が減少傾向にあります。今年度、桜坂小中学校を除くと、国基準の小規模校（12 学級未満の学校）は、小学校で 10 校中 3 校（堅上小、堅下北小、国分東小）、中学校では 6 校中 4 校（堅上中、国分中、堅下北中、堅下南中）になります。さらに来年度には、小学校で 10 校中 4 校（堅上小、堅下北小、国分東小、柏原東小）、中学校では玉手中学校以外全て（堅上中、国分中、堅下北中、堅下南中、柏原中）が国基準の小規模校になる見込みです。

1 学年 1 学級など、規模の小さな学校においては、一人ひとりが主役として活躍できたり、補充授業や個別指導などのきめ細かい指導が行いやすかったりする反面、集団の中で切磋琢磨して育つ機会が少なくなり、社会性やコミュニケーション能力が身につくにくいなどの課題があります。

また、柏原市は平成 19 年度から堅上中学校校区で小中一貫教育を開始し、平成 22 年度堅下南中学校校区、平成 23 年度堅下北中学校校区と年々規模を拡大し、平成 24 年度には全中学校校区において小中一貫教育を展開することになりました。今後、さらに充実するためには、施設一体型の校舎・施設についても検討し、具体化のための基本方針を立てる必要があります。

一方、柏原市の地勢は、東部に信貴生駒山系、西部に大阪平野があり、大和川が市を南北に分断しています。また、山地から低地へと高低差に富んでいることから、土砂災害警戒区域に指定されている地域・学校が多く、防災の観点も考え合わせた移転・再編等も含む学校整備を検討する必要もあります。

平成 27 年 5 月 12 日、柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）は、これらの課題を解決し、柏原市立小学校及び中学校のより良い教育環境と効果的な学校教育の実現に役立たせるため、「市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方に関すること」及び「小中一貫教育を推進する観点からの市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に関すること」の 2 項目について柏原市教育委員会より諮問を受けました。

本諮問を受け、当審議会では、柏原市立小・中学校の具体的な適正規模・適正配置計画を立案するうえで、前提となる基本的な考え方や方策について、先進校への視察や、全 13 回の審議会で慎重に審議を重ねた結果、ここに「答申」として提言するものです。

柏原市教育委員会におかれましては、本答申を具体化することによって、児童・生徒のより良い教育環境の整備に邁進されますことを強く要望します。

平成 28 年 3 月 25 日

柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会
会 長 島 善 信

《第1部》

小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方

1. 市立小・中学校の現状と課題

(1) 児童・生徒数、学級数と今後の推移

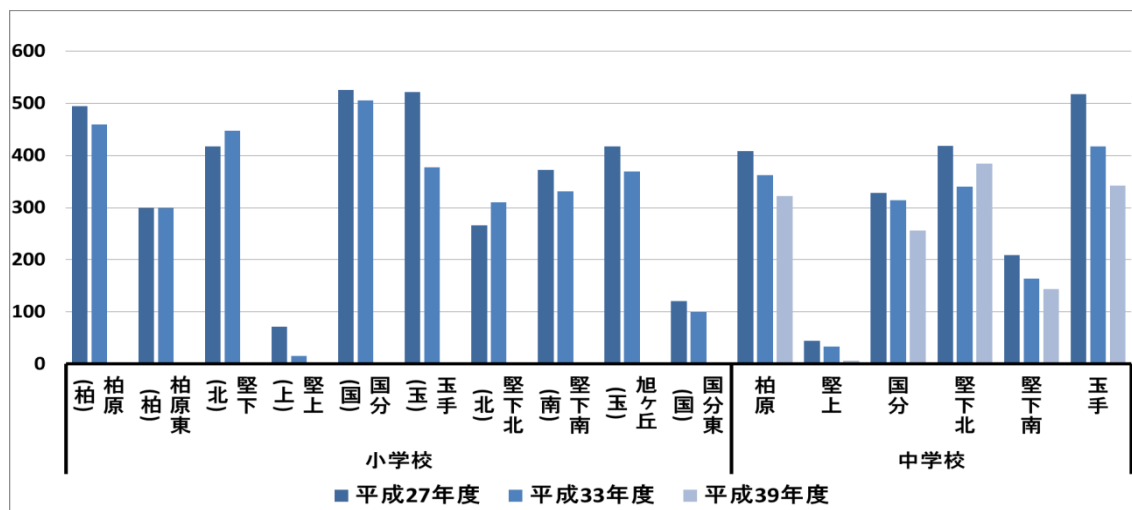
全国的に少子化が進んでいるなかで、本市においても児童・生徒数が減少傾向にあります。学校教育法施行規則で標準とされている12学級から18学級を下回る学校は、平成27年度は小学校が10校中3校、中学校が6校中4校あります。今後もこの傾向は続き、平成33年度には全ての中学校が12学級を下回ると見込まれています。

1学年1学級などの規模の小さな学校においては、補充授業や個別指導等のきめ細かい指導を行いやすい反面、集団の中で切磋琢磨する機会が少なくなり、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくいなどの課題があります。さらに、学校運営上の課題として、経験年数や専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難になります。

学校別児童・生徒数と推移予測（H27.5.1現在） [桜坂小中学校を除く]

表中の（ ）内は、進学中学校名を略したもの

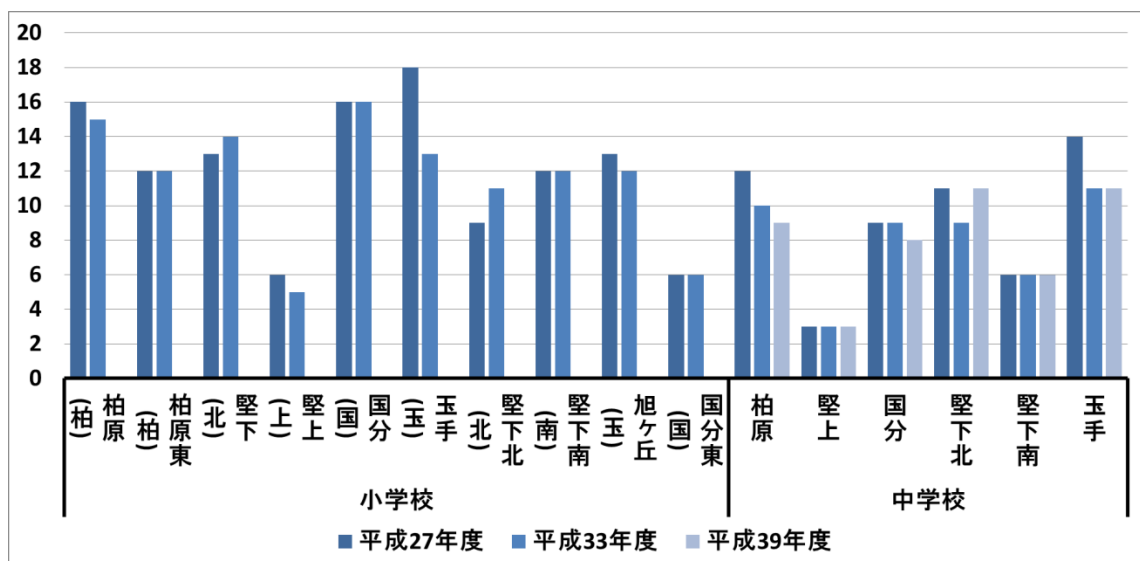
	小学校										中学校					
	柏原(柏)	柏原東(柏)	堅下(北)	堅上(上)	国分(国)	玉手(玉)	堅下北(北)	堅下南(南)	旭ヶ丘(玉)	国分東(国)	柏原	堅上	国分	堅下北	堅下南	玉手
平成27年度	495	299	417	72	526	522	266	372	417	121	408	45	328	418	209	518
平成33年度	459	299	447	16	506	377	310	331	369	100	362	34	314	340	164	417
平成39年度											322	7	256	384	144	342



学校別学級数と推移予測（H27.5.1現在）

[桜坂小中学校を除く] [特別支援学級を除く]

	小学校										中学校					
	柏原 (柏)	柏原 東(柏)	堅下 (北)	堅上 (上)	国分 (国)	玉手 (玉)	堅下 北(北)	堅下 南(南)	旭ヶ 丘(玉)	国分 東(国)	柏原	堅上	国分	堅下 北	堅下 南	玉手
平成27年度	16	12	13	6	16	18	9	12	13	6	12	3	9	11	6	14
平成33年度	15	12	14	5	16	13	11	12	12	6	10	3	9	9	6	11
平成39年度											9	3	8	11	6	11



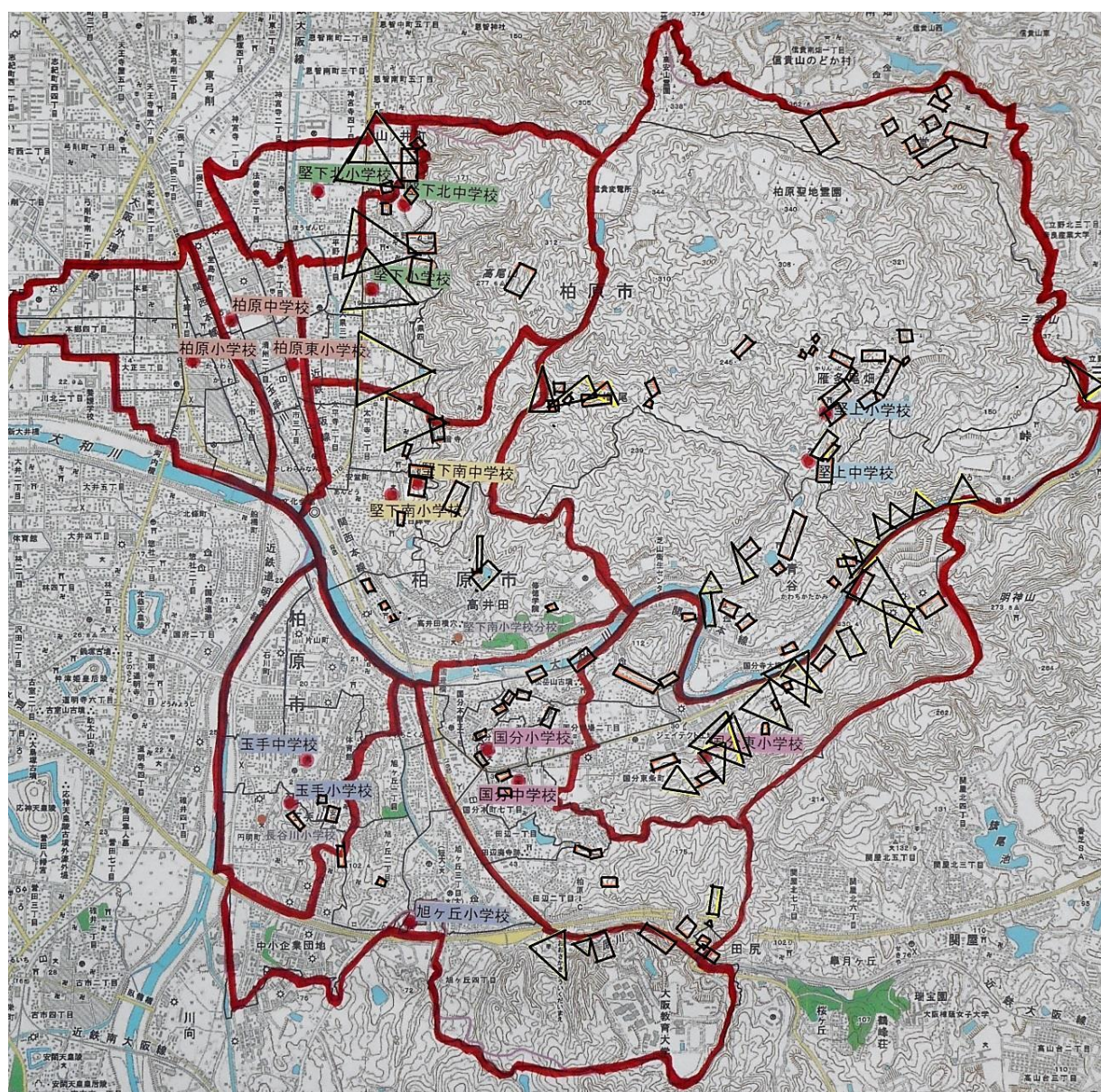
(2) 通学区域

小・中学校における通学区域については、適正な学校規模と教育内容を保障し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るために、学校教育法施行令第5条に規定されており、教育委員会が指定することとされています。指定の際には、児童・生徒数や通学距離、通学時間、通学上の安全性、道路、河川等の地理的状况、地域社会の歴史的経緯や地域の実態などについて考慮するよう求められています。

柏原市は、市域の約65%が山地で占められ、平地は約35%となっています。また、府内で2番目に大きい大和川が市域中央を二分する形で東から西へ流れており、これに石川が南から合流しています。このように地勢が山地から低地へと高低差に富んでいることから、市内には「土砂災害防止法」に基づき大阪府が指定した「土砂災害警戒区域」が数多く点在しており、小・中学校合わせて17校の内5校が土砂災害警戒区域内にあります。今後、学校を再編整備する際には、区域内に存在する学校を移転するなど、防災の観点を考慮に入れる必要があります。

国は「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、通学距離の基準は、小学校はおおむね4 km 以内、中学校はおおむね6 km 以内としています。柏原市ではこの基準を超える通学区域はありませんが、通学区域に山地を含む学校は、平地の学校に比べ通学路に高低差があるので、通学時の児童・生徒の負担を考慮する必要があります。

通学区域略図及び土砂災害警戒区域略図

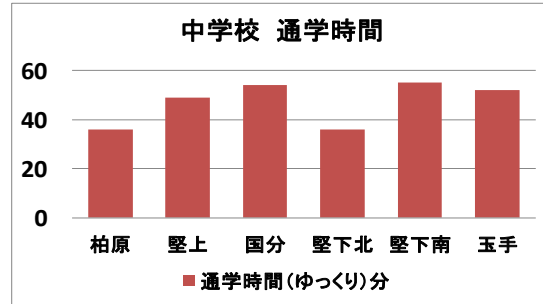
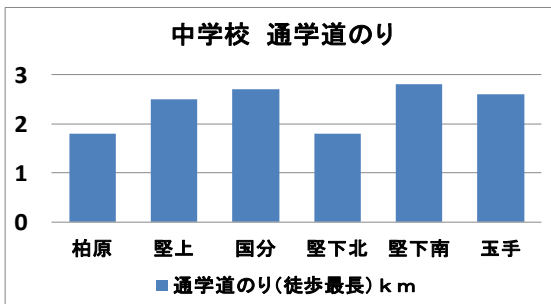
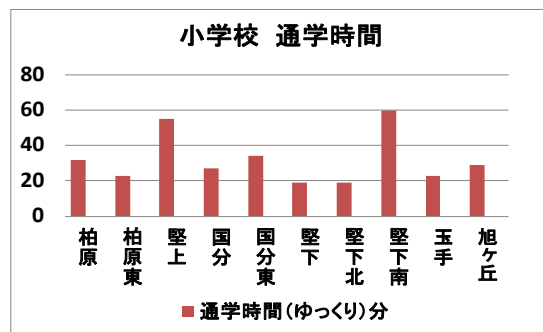
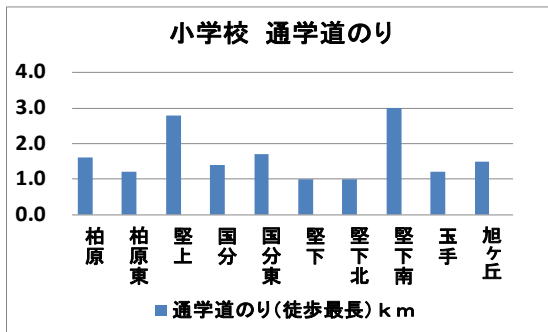


[△ : 土砂災害警戒区域 (土石流) □ : 土砂災害警戒区域 (急傾斜)]

各校区のおよその通学道のり及び通学時間(徒歩・ゆっくり)

中学校	柏原		堅上	国分		堅下北		堅下南	玉手	
通学道のり(徒歩最長)km	1.8		2.5	2.7		1.8		2.8	2.6	
通学時間(ゆっくり)分	36		49	54		36		55	52	
小学校	柏原	柏原東	堅上	国分	国分東	堅下	堅下北	堅下南	玉手	旭ヶ丘
通学道のり(徒歩最長)km	1.6	1.2	2.8	1.4	1.7	1.0	1.0	3.0	1.2	1.5
通学時間(ゆっくり)分	32	23	55	27	34	19	19	60	23	29

※yahoo地図 ルート検索機能(徒歩・ゆっくり) 参照



2. 市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方

柏原市では昭和33年に市制が施行されてから平成12年度までに、教育環境の維持・向上を目的に、小学校5校、中学校3校を新設し、増加した児童・生徒数や学級数の適正化を図ってきました。

適正規模・適正配置の検討にあたっては、児童・生徒の立場に立って、より良い教育環境を今後も維持、向上していくことが最も重要であることを常に念頭に入れておかなければなりません。さらに、児童・生徒数や学級数といった量的な側面だけでなく、教育活動や学校施設、地域コミュニティーや学校設置の歴史的経緯、防災や通学条件など様々な視点をもって、総合的に検討する必要があります。

そこで、審議会では、学校規模・学校配置の適正化について検討する際の視点について審議し、以下のように確認しました。

(1) 学校規模・学校配置の適正化について検討する際の視点

① 地域とともにある学校

ア) 教育活動の充実による子どもの育成

イ) 通学条件の整備

ウ) 地域とともに育つ学校づくり、地域活性化に貢献する学校づくり

エ) 自然災害（土砂災害等）に対する備え

オ) 学校設置や校区編成の歴史的経緯等に留意

② 小中一貫教育のさらなる推進

① 地域とともにある学校

ア) 教育活動の充実による子どもの育成

学校規模の適正化を図る上では、児童・生徒の立場に立ち、より良い教育環境を維持向上することが最も重要です。そのためには、多様な価値観や考え方に触れ合えるような学習活動や学校行事、部活動の活性化などの教育活動に関わること、個別指導の時間確保、クラス替えや多様な指導方法が可能となるなどの指導体制に関わること、施設整備に伴う教職員組織や保護者との連携などの学校運営に関わることなど、多面的にとらえて立案することが必要です。

イ) 通学条件の整備

学校の統合により通学距離が遠くなる場合や、通学路が変更となる場合は、通学条件（踏切・信号・横断歩道等の有無、登下校時間帯の交通量、防犯の観点等）を充分把握し、歩道の確保や防犯灯の設置など、子どもたちの安全の確保に努める必要があります。

また、国は通学距離の基準として、小学校はおおむね4 km 以内、中学校はおおむね6 km 以内としています。柏原市域は、ほぼ半径4 km の円の中に入っていますが、柏原市は坂道が多く、例え4 km 以内としても子どもに負担が多い場合は、通学手段（自転車、スクールバス、鉄道等の利用）を検討することも必要です。

ウ) 地域とともに育つ学校づくり、地域活性化に貢献する学校づくり

学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みであり、保護者や地域の方々と共に、様々な交流活動（高齢者との交流、フェスタ等）や学習活動（放課後子ども教室、体験学習等）が実施されています。

一方、学校は児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域の方々

や団体、子ども会等が交流や話し合いの場として学校施設を利用し、スポーツ大会や催し物を実施するなど、各地域のコミュニティーの核としての性格も併せ持っています。

このように、学校が受け持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童・生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ることが重要です。そのため、学校の適正化を進めるにあたっては「地域とともに育つ学校」「地域活性化に貢献する学校」としての視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

エ) 自然災害（土砂災害等）に対する備え

市内には「土砂災害警戒区域」に指定されている地域が数多く点在しています。学校も市内 17 校の内 5 校が土砂災害警戒区域内にあります。また、市内 17 校の内 8 校が土砂災害の指定緊急避難場所になっています。

適正配置を考えるうえで、避難所や防災拠点としての役割も兼ね備えた学校配置といった、災害に備える視点も考慮に入れる必要があります。

オ) 学校設置や校区編成の歴史的経緯等に留意

通学区域にはそれぞれの設置経過や校区の歴史があり、一つひとつの学校は地域社会と深く結びついています。学校の統合や通学区域の変更が妥当と考えられる地域に関しては、その歴史的経緯に充分留意する必要があります。

② 小中一貫教育のさらなる推進

- i) 柏原市は、平成 18 年 12 月に内閣府の『『生きる学力育成』小中一貫教育特区』認定を受けました。そして、平成 19 年度には、堅上小中学校（施設分離型 1 小 1 中タイプ）を小中一貫教育のモデル校として、市内で初めて指定し、続いて平成 22 年度には、堅下南小中学校（施設分離型 1 小 1 中タイプ）を指定しました。更に平成 23 年度に堅下北中学校区（施設分離型 2 小 1 中タイプ）を指定し、平成 24 年度から、「幼小中一貫教育基本方針」に基づき、小中一貫教育を全ての中学校区で進めてきました。

「幼小中一貫教育基本方針」とは、①「学校力を高め、『確かな学力と自ら学ぶ力』を育む」、②「子どもの自律性・自立心を高め『豊かな心』と健やかな体を育む」、③「地域の教育力を活用し、『豊かな社会性』を育む」、④「教師・家庭・地域の力を高めて、育みを下支えする」、⑤「幼小の連携を強め、誰もが輝く学校生活をおくる」、⑥「幼小中一貫教育の接続を明確にするための取り組みを進める」の 6 項目、15 施策を打ち出し、実施しています。

取り組みの特徴としては、幼小中一貫教育推進コーディネーター¹ による取り組みの計画や各校との交流・調整、幼小中一貫教育推進教員² による小・中学校それぞれでの授業や具体的な連携推進といった「人的配置の特徴」、小中合同会議での小・中全教職員による会議や情報共有、生活指導の一本化や9年間の系統立てたカリキュラムの検討等の「組織的活動の特徴」、児童・生徒の合同清掃等の合同行事、中学校の教員が小学校で授業を実施したりする授業交流や教員の小中合同研修といった「教育活動面の特徴」などがあります。

成果としては、小中一貫教育を実施している中学校区毎で共通の目標を掲げ、児童・生徒の9年間の育ちを小・中の教職員が協力して見守ろうという流れができるなど、中学校区毎での取り組みに特色が見られることです。様々な取り組みにより、「授業の内容がよくわかる」、「家で自分で計画を立てて勉強している」等、全国学力・学習状況調査のアンケートで肯定的な回答が増えています。また、いわゆる「中1ギャップ」で不登校になる生徒数やその割合も大阪府下に比べて大幅に減少しています。生徒指導面では、小・中で統一した観点で指導することにより、中学1年生のストレスが減少し、問題行動も減少したとの報告を受けています。

課題としては、まず一貫教育の開始年度や1小1中と2小1中といった中学校区の違いにより、取り組みの深まりに差が見られることです。また、全国学力・学習状況調査結果での数値に、明確な成果が表れていないことがあげられます。経年変化では、中学校区により上昇しているところもありましたが、全体的な上昇傾向は確認できませんでした。さらに、全ての学校が施設分離型小中一貫教育であり、教職員や児童・生徒の移動に時間がかかるため、頻繁に交流活動や合同研修を行いにくい現状があります。

今後、小中一貫教育の取り組みが一層進み、実りあるものにするためには、日常的に児童・生徒も小・中教職員も交流できるような条件や方策を考えていくことが大切になります。そして、9年間を見通した一貫性のある教育を、小学校と中学校の教職員が協力して作り上げる必要があります。

ii) 小中一貫教育の目指すべき姿として、以下があげられます。

- ・教育目標：9年間を見通した教育目標を明確化する。
- ・教育課程：9年間一貫した系統性を確保した教育課程を編成する。また、学年段階の区切りについては、現行の6-3以外にも、教育課

-
- 1 幼小中一貫教育推進コーディネーター：各学校において、一貫教育に関する取り組みの中心的役割を担うと共に、学校間における調整を中心的に行う。
 - 2 幼小中一貫教育推進教員：各中学校区に設定された「めざす子ども像」を実現させるために、小学校専科指導の充実とコーディネーターの負担軽減を目的として市単費の教員を配置している。

程や学習指導・生徒指導上の工夫等により、4-3-2などの学年段階の区切り等も検討する。

- ・学校運営：小・中学校間の意思決定の調整システムを整備する。
- ・通学区域：中学校通学区域は現状を基本に考える。

iii) これらの課題を解消し、柏原市ならではの小中一貫教育をさらに推進していくために、教育委員会がより積極的に、市内各中学校区で行っている取り組みの交流と検証を行うことが望まれます。

また、各中学校区において、小中一貫教育を推進するための条件整備を追求し、できることから「施設一体型小中一貫教育校」や「義務教育学校」設置の可能性を検討していただきたい。

さらに現状を見たときに、学校外からの小中一貫教育に対する認識や理解が充分でないことが伺えます。今後、教育委員会と各学校がそれぞれの立場で説明責任を果たすなど、保護者や地域に一層の働きかけを行い、柏原市の小中一貫教育、及び各中学校区の一貫教育に対する理解と協力を得ることができればと考えます。

(2) 小規模校のメリット、デメリット

全国的に少子化が進む中で、柏原市においても児童・生徒数が減少傾向にあり、市立小学校、中学校共に小規模校化が進んでいます。そこで、審議会では児童・生徒にとって、より良い教育環境の維持向上の観点から、小規模校化によるメリット、デメリットを確認したうえで、学校規模と学校配置の適正化の検討に取り組むことにしました。

①小規模校のメリット

【教育環境】

- ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会が設定できる。
- ・発表できる機会が多い。
- ・児童・生徒相互の人間関係が深まる。
- ・異学年間の縦の交流が生まれる。

【指導体制】

- ・児童・生徒の一人ひとりに指導が行き届きやすく、学習内容の定着状況が的確に把握できる。
- ・補充授業や、個別指導を含めた、きめ細かい指導が行える。
- ・児童・生徒一人ひとりの個性や課題を全教職員で共通理解できる。
- ・教材、教具などを、一人ひとりに行き渡らせやすい。
- ・体験的な学習や校外学習などを機動的に行える。

【学校運営】

- ・教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になる。
- ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。
- ・特色あるカリキュラムが編成しやすい。
- ・学校が一体となって活動しやすい。
- ・保護者や地域社会との連携がより図れる。

②小規模校のデメリット

【教育環境】

- ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなり、意欲や成長が引き出されにくい。
- ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
- ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じる。
- ・集団の中で自己主張したり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
- ・集団内の男女比に極端な偏りが生じる可能性がある。

【指導体制】

- ・学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力等が行いにくい。
- ・児童・生徒数、教員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態が取りにくい。
- ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
- ・中学校では、各教科の教員をバランスよく配置できない。

【学校運営】

- ・一人で受け持つ校務分掌が多くなる。
- ・教員の出張、研修等の調整が難しくなる。
- ・児童・生徒一人あたりにかかる経費が大きくなる。
- ・PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなる。

(3) 適正規模・適正配置

①適正規模

学校規模により、児童・生徒の教育環境、教員の指導体制、学校運営面などに様々なメリット、デメリットが生じます。国が標準としている学校規模は、小中学校ともに、1つの学校で12学級以上18学級以下です。

審議会では、柏原市の実態を踏まえつつ、学校を一定の規模とすることにより、児童・生徒の教育効果をより高められるものと考え、適正規模の基本的な考え方や望ましい規模について審議しました。

【小学校】

小学校では、一定規模の児童の中で、互いに学び合い、競い合い、助け合える環境づくりが必要です。全学年でクラス替えを可能とし、多様な学習活動が可能であること、さらに同学年に複数教員を配置するためには少なくとも1学年2学級以上（学校単体で12学級以上）が必要となります。

また、児童の学習活動に制約が生じることなく、十分な教育効果を得ることができるためには、図書室や理科室などの特別教室が週一回は使えることが望ましいので、時間割編成上、学校全体で24学級以下を適正規模とします。

【中学校】

教員数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により学級数で配置できる教員数が決まっています。

中学校における学習指導は、教科担任制であり、全教科に専門の教員を確保することが必要です。教員の配置定数や学校運営の観点により学校全体で9学級以上は必要と考えます。

また、生徒一人ひとりの活躍する機会を十分確保でき、互いの人間関係が希薄にならない、教員が生徒一人ひとりの把握が十分できる、特別教室や体育館等の施設利用の面から教育活動に制約が生じない等、十分な教育効果が期待できることから、学校全体で15学級以下を適正規模と考えます。

以下のように、考え方をまとめ整理します。

本市の学校規模についての考え方(定義)

	小規模校	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下
中学校	8学級以下	9学級以上15学級以下

②適正配置

まず、適正規模を確保するための学校の適正配置について考えます。本市には大規模校はありませんので、小規模校への具体的対策としては、「学校の統合」、「通学区域の見直し（拡大）」が考えられます。「学校の統合」には、さらに「学校の新設統合」、「学校の増築統合」が考えられます。「通学区域の見直し」には、「隣接校との線引きの見直し」が考えられますが、地域コミュニティのつながりや歴史的経緯を考慮に入れると見直しは容易ではありません。

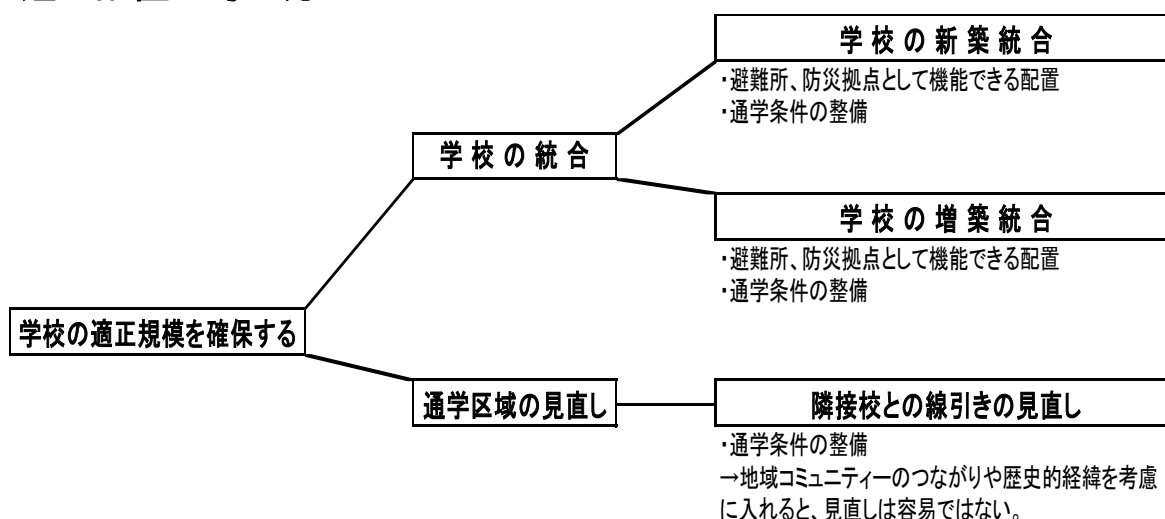
せん。

次に、通学距離については、通学条件の整備を考える上で、重要な観点となります。適正な通学距離は、安全確保を図りながら、徒歩で通学する際の目安として、小学校では概ね3km以内、中学校では概ね4km以内とします。

本市においては、仮に今後統合が進んで、市政施行時（昭和33年）の学校数（小学校5校、中学校3校）になった場合でも、小学校の通学距離は約3km以内、中学校では、約4km以内に収まります。

以下のように、適正配置の考え方と本市の通学距離の目安を整理します。

適正配置の考え方



通学距離(徒歩で通学する際の目安): 小学校では、概ね3km以内、中学校では概ね4km以内

③適正規模を実現することが地理的条件等により困難な場合

学校が適正規模でない場合でも、地理的条件等で学校統合による適正配置が困難な場合も考えられます。その場合には、学習面、生活面、学校経営面等において、教育効果を高めるための様々な工夫ある取り組みを行う必要があります。

全学年が単学級の場合でも、「集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなり、意欲や成長が引き出されにくい。」等の小規模校のデメリットを緩和するために、話し合い活動を協同的にすすめる、互いの良さを経験させるなど、グループ活動を通じて思考の多様化を求める学習の場が必要です。そのためには、少なくとも1班5～6名編成で4～6班できる事が望ましいので、1学年に20名程度の児童数、生徒数が望ましいと考え、以下のように整理します。

取り組みの工夫により教育効果を高めることが可能な最低限の学校規模

- 各学年に学級が存在している（複式学級ではない）
- 1学年に20名程度の児童・生徒が在籍している

3. 適正規模・適正配置を実施する上での留意点

学校の再編整備に伴い、通学距離、人間関係、校舎の配置等、当該校の児童・生徒、保護者、地域住民を取り巻く環境が大きく変わることが予測されます。それらの変化によって生ずる様々な課題と正面から向き合い、これまでに示した視点を充分考慮し、否定的な問題の解消や緩和に向けて取り組むことが肝要です。再編整備計画に対する地域住民や保護者の理解と協力を得るために、説明会や懇談会等、様々な機会を活用するなどして、計画の具体化と推進をていねいに進めることが大切です。緻密な計画の策定と実施によって、再編整備後の新しい学校における教育活動が円滑に進むことができるように努めなければなりません。

《第 2 部》

各中学校区の適正規模・適正配置について

本審議会では、各中学校区の適正規模・適正配置を考えるにあたり、平成 27 年度の住民基本台帳により、各小中学校区で現に出生している 0 歳児から 6 歳児までの人数から推測される小学校は平成 33 年度まで、中学校は平成 39 年度までの学校規模を基に審議することにしました。

しかし、柏原市の各学校区は鉄道及び山や川で区切られていることが多く、通学経路や交通安全の観点から、通学区域の変更には課題が多くあります。また、歴史的には、国分東小学校が平成 12 年に国分小学校から分離されたことを除いては、学校が分離してから 30 年以上経過しており、地域の活動も基本的には校区を単位に行っています。特に各中学校区は、古くから地域コミュニティの単位となっており、その繋がりは強くなっています。さらに現在進めている幼小中一貫教育が中学校を核として進めていることも相まっており、中学校の校区変更や統合再編は容易でないと考えます。

ただ、柏原市の将来推計人口は、「日本の地域別将来推計人口」（出典：国立社会保障・人口問題研究所）によると、25 年後の平成 52 年には、5 歳から 14 歳の人数は 3,483 名になると見込まれています。平成 27 年の 5 歳から 14 歳の人数は、6,081 名であり、この人数を 100% とすると約 57% に減少することになります。その頃には、全ての小・中学校が小規模校になり、著しく教育環境に影響することが見込まれることから、中学校の統合も視野に入れる必要が出てくると考えられます。

以上のことから、本審議会各学校の適正規模を考えるにあたっては、中学校区については現校区を基本とし、中学校区内の小学校同士の統合を中心に検討することとしました。また、適正配置については、小中一貫教育の推進を重視して審議することにしました。

今後、柏原市を取り巻く様々な状況により、将来推計人口が変化することが考えられますので、5 年程度を目途に、今後の学校規模・学校配置について、見直しをすることが望ましいと考えます。

(1) 柏原中学校区

①現状と課題

学校規模

- ・ 柏原小学校の児童数は減少傾向であるが、平成 33 年度で 15 学級が見込まれ、適正規模校である。
- ・ 柏原東小学校の児童数も平成 14 年度からは増減を繰り返しながら少しずつ減少している。平成 28 年度から平成 30 年度までは、一時 11 学級の小規模校となる。
- ・ 柏原中学校の生徒数は減少傾向にある。学級数も減少傾向で平成 39 年度には 9 学級になる見込みである。

通学条件

- ・ 通学の道のりは、最長で小学校は 1.6 k m、中学校で 1.8 k m であり、急な傾斜もないため、児童・生徒の負担にならない。
- ・ 柏原小学校区内の住宅街が、渋滞の抜け道に利用されることが多いことから、登校時に交通事故が発生したことがある。また、国道 25 号線や J R 大和路線が通り、十分な安全対策が必要である。

通学区域と地域社会

- ・ 柏原東小学校は、通学区域が南北に細長い。
- ・ 柏原東小学校区内では、近鉄大阪線により、大県は堅下小学校区により分けられている。同じく太平寺は、堅下南小学校区により分けられている。
- ・ J R 大和路線により、上市は、柏原小学校区と柏原東小学校区に分けられている。
- ・ 法善寺 1 丁目は柏原東小学校区と堅下北小学校区に複雑に分けられている。
- ・ 子ども会は、それぞれの小学校区内に複数ある。小学校区ごとに集まり、学校のグラウンドで活動することもある（盆踊り大会、ソフトボール大会等）。小学校区で分けられている子ども会はない。
- ・ 自治区が学校区域で分けられているのは、法善寺 1 丁目第 2 区で、柏原東小学校区域と堅下北小学校区域に分けられている。また、太平寺 1 丁目第 1 区は柏原東小学校区域と堅下南小学校区域に分けられている。

歴史的経緯

- ・ 柏原小学校は明治 5 年、柏原郷学校として創立、柏原東小学校は昭和 28 年に柏原小学校から分離して柏原町立柏原東小学校として創立、柏原中学校は昭和 23 年、柏原町立中学校として創立された歴史のある学校である。

小中一貫教育

- ・ 平成 24 年度の全市展開時より 2 小 1 中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでいる。
- ・ 小・中学校の児童会、生徒会が中心となり、「あいさつ運動」を企画、実施している。
- ・ 中学校が作成した「家庭学習の手引」を小中で共有し、指導の共通理解を図っている。
- ・ 元 6 年担任が中 1 生徒の授業参観を行い、中 1 担任と情報交換をして、小・中連携した生徒指導を行っている。
- ・ 3 校の P T A でバレーボールなどのスポーツ交流を行ったり、合同で研修会を企画・開催している。

耐震化

- ・ 柏原小学校と柏原東小学校は、一部の校舎に耐震化工事が必要で、平成 28 年度に完成する予定になっている。柏原中学校校舎は建て替え工事が必要である。

防災施設

- ・ 柏原駅近くにある柏原小学校は、校区及びその周辺の指定避難場所（土砂災害を除く）である。
- ・ 柏原東小学校は、堅下地区で土砂災害があった場合、他校区の住民被害の受け入れ拠点ともなる指定避難場所である。堅下駅、柏原駅に近い。
- ・ 柏原中学校は、柏原駅に近く、広いグラウンドがある。また、柏原市総合防災マップによれば、柏原中学校区内で大和川浸水被害に遭わないと推測される指定避難場所（土砂災害を除く）である。

②今後の適正規模・適正配置についての方策

【基本的な考え方】

柏原小学校と柏原東小学校を統合し、さらに柏原中学校との施設一体型小中一貫教育校の設置について検討する。

【具体的な方策】

(a) 柏原小学校と柏原東小学校を統合し、学校規模の適正化について検討する。

- ・ 柏原東小学校の学校規模の課題を解消するためには、柏原小学校と統合することが望ましい。統合された学校規模は、平成 33 年度（現 0 歳児が小学校に入学する年度）で児童数 758 名、学級数 22 学級であり、適正規模で推移する。
- ・ 両校の校地校舎の現状を踏まえると、比較的敷地面積が広い柏原小学校に柏原東小学校を統合することが望ましい。
- ・ 通学上の安全確保について、今後十分に検討することが望ましい。

(b) 柏原中学校区を対象とし、小中を統合した施設一体型小中一貫教育校の設置について検討する。

- ・ 柏原中学校区として、これまで蓄積してきた小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらにその教育内容を充実させるために、施設一体型小中一貫教育校の設置を検討することが望ましい。
- ・ 新たに施設一体型小中一貫教育校を柏原中学校区に設置すると仮定すると、平成 33 年度には児童・生徒数約 1,120 名、学級数 32 学級と予想される。その内訳をみると小学校 22 学級、中学校 10 学級となり、小学校、中学校共に適正規模で推移する。
- ・ 校地校舎の現状を踏まえると、柏原中学校の敷地内に施設一体型小中一貫教育校を新たに建設することが望ましい。新設校では、教育条件の整備に最大限努めていただくことを期待する。
- ・ なお、今後の検討にあたっては、学校教育法の改正により新たな学校として規定された「義務教育学校」の設置も考慮されたい。

(c) 検討すべき課題

- ・ 統合を行うにあたっては、保護者や地域住民等に対して、広く情報を提

- 供し、丁寧な説明や意見の収集を行うなど、きめ細かな配慮のもとに協議を進めることで、十分な理解と協力を得ることが望ましい。
- ・統合後の学校には、旧小学校や旧中学校がこれまで培ってきた歴史と成果を引継ぎ、統合についての合意形成を図りながら教育環境の充実について検討することが望ましい。
 - ・学校は、地域社会と深い結びつきを持っており、地域の防災やスポーツ、文化活動等の拠点としての機能を持っている。統合を行うにあたっては、地域活動の拠点としての学校の在り方について充分検討すると共に、地域活動が後退することのないように配慮することが望ましい。
 - ・跡地利用は、地域住民の参画による体験活動や学習活動を実施するなど、社会教育の一環としての活用を検討されたい。

(2) 堅上中学校区

① 現状と課題

学校規模

- ・堅上中学校区は、市内全域から通学が可能な小規模特認校（全学年単学級、各学年 20 名定員）である。毎年児童・生徒を募集しているため、今後の正確な児童・生徒数の推移を予測するのは難しい。
- ・本来の堅上小・中学校区内の 1 歳児から 6 歳児の人数は極端に少ない。小規模特認校として、市内全域からの入学・転入学児童・生徒人数が、今後の堅上小・中学校の学校規模に大きく影響することが予想される。
- ・小学校が小規模特認校となった平成 18 年度から平成 27 年度までの児童・生徒数は、増減を繰り返しながらも徐々に減少している。

通学条件

- ・本来の堅上小・中学校区の通学の道のりは、最長で約 2.8 km ある。また、急な傾斜が多く、児童・生徒にとって負担は少ない。
- ・通学路は、街灯や人どおりが少ない場所が多い。また、小・中学校前の通学路である本堂・高井田線は、交通量はそれほど多くないが、道幅が狭いためガードレールの取り付けができない。曲がり角が多く、見通しが悪いため、通学には注意が必要である。

る。また、猿やイノシシなども出没する。そこで、集団での登下校（小学校）、保護者のお迎え、見守り隊による登下校指導、警察との連携等、安全対策を図っている。

- 本来の通学区域以外から通学する小学生は通学距離が長いため、スクールバスの利用を認めている。本来の通学区域以外から通学する中学生は、徒歩や、循環バス以外の公共交通機関を利用して通学している。

通学区域と地域社会

- 堅上小学校と堅上中学校の1小1中校区である。
- 本来の堅上小・中学校区は、柏原市の面積のおよそ3分の1あり、全域が山間部に位置する。
- 小規模特認校なので、市内全域が通学区域である。
- 堅上中学校で、年数回、堅上中学校区健全育成会が開催され、地域や学校の出来事の情報交換や、児童・生徒の防犯対策について話し合いが行われている。また、地域のふれあい行事「堅上フェスタ」を実施している。
- 堅上小学校では、年数回、堅上中学校区健全育成会の各団体による「わくわく広場」が実施され、地域の方々との交流活動を行っている。
- 地元の方々の協力と豊かな自然環境により、全児童によるサツマイモ作り、ぶどう作り、米作り、森林伐採等、様々な体験活動が成り立っている。
- 幼小中合同体育大会は、堅上地区の体育大会として、老人ホームの方々や地域の方々を招き、競技にも参加していただいている。

歴史的経緯

- 堅上中学校は、昭和23年度柏原町立堅上中学校として、堅上小学校内に創立された。
- 堅上小学校は、明治41年、中河内郡堅上尋常小学校として創立された。
- 平成15年度、堅上小学校は全校児童61人になり、初めて一部の学年で複式学級規模になったことで、保護者、地域から児童数減少への対応を求められた。そこで教育委員会は、「堅上地区学校教育検討会議」を立ち上げ、「堅上地区の地域の活性化や学

校教育に関する基本的な方策について」の検討を重ねた。

- ・「堅上地区学校教育検討会議」の報告を受け、平成17年7月、教育委員会は「柏原市立堅上小学校、堅上中学校通学区域審議会」を設置し、「堅上小学校、堅上中学校の通学区域の拡大について」を諮問した。
- ・教育委員会は、審議会の答申を得て「地域の活性化や教育条件の充実のため、堅上小学校は平成18年4月1日から、堅上中学校は平成19年4月1日から小規模特認校とし、通学区域を市内全域に拡大することにより学校を存続させる」ことを最終決定した。
- ・堅上小学校の特認生は、平成18年度は30名転入学した。毎年増減を繰り返しながらも増加傾向にあり平成27年度には42名の特認生が在籍する。堅上中学校の特認生は、平成19年度は9名転入学した。その後増加傾向にあり、平成23年度から平成27年度までは、およそ20名前後が在籍している。

小中一貫教育

- ・平成19年度の小規模特認校開校時より1小1中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでいる。
- ・小規模特認校開校時から、①少人数指導（全学年20名程度）によるきめ細かな指導で学力を向上 ②堅上独自の新しい教科「表現科」や小学校1年生からの「えいご科」をとおして、表現する力（コミュニケーション能力）を育成 ③全校遠足やなかよし団活動、幼・小・中合同体育大会など、学年の枠を超えた取り組みの推進で個性を伸ばす教育を充実させている。
- ・「堅上小中学校」として内外に発信している。

耐震化

- ・堅上小・中学校は、平成2年・3年に新耐震基準で建設された。

防災施設

- ・堅上小学校は、雁多尾畑地区の指定避難場所（洪水と土砂災害は除く）であるが、ほぼ全域が土砂災害警戒区域である。
- ・堅上中学校は、雁多尾畑地区の指定避難場所（洪水は除く）であるが、運動場の一部が、土砂災害警戒区域に含まれている。

②今後の適正規模・適正配置についての方策

【基本的な考え方】

堅上小・中学校は、当面は現状を維持し、施設分離型小中一貫教育の教育効果を一層高める取り組みの推進を図る。

将来的には施設一体型小中一貫教育校の設置について検討する。

【具体的な方策】

(a) 小規模特認校制度を継続し、特色ある取り組みの推進で教育効果を高める方策を検討する。

- ・小規模特認校制度を採り入れ、特色ある取り組みを実施していることから、堅上小・中学校は、市内外から一定のニーズがある。しかし、1学年20名程度の児童・生徒数に満たない学年があることから、今後、ホームページ等で広く周知し、児童・生徒数の増加を図る必要がある。市内の特色ある学校として存続させることが望ましいので、通学区域の見直しや統合は行わない。
- ・堅上小・中学校は、山村地域にあるため、他地域に比べ、地元のコミュニティーの核としての性格が一層強く、地域の活性化の観点からも存続させることが望ましい。
- ・通学条件については、引き続き関係諸機関と連携をとりながら、安全対策の充実を図る必要がある。

(b) 将来的には堅上中学校区を対象とし、小中を統合した施設一体型小中一貫教育校の設置について検討する。

- ・土砂災害警戒区域内に学校がない方が望ましいことから、堅上中学校に堅上小学校を統合した小中一貫教育校の設置を検討することが望ましい。
- ・これまで蓄積してきた小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらにその教育内容を充実させるために、施設一体型小中一貫教育校の設置を検討することが望ましい。

(c) 検討すべき課題

- ・統合を行うにあたっては、保護者や地域住民等に対して、広く情報を提供し、情報を共有するとともに丁寧な説明や意見の収集など、きめ細か

な配慮のもとに協議を進めることで、十分な理解と協力を得ることが望ましい。

- ・統合後の学校には、旧小学校や旧中学校がこれまで培ってきた歴史と成果を引継ぎ、統合についての合意形成を図りながら教育環境の充実について検討することが望ましい。
- ・学校は、地域社会と深い結びつきを持っており、地域活動をはじめ、防災やスポーツ、文化活動等の拠点としての機能を持っている。統合を行うにあたっては、地域活動の拠点としての学校の在り方について充分検討すると共に、地域活動が後退することのないように配慮することが望ましい。
- ・跡地利用は、地域住民の参画による体験活動や学習活動を実施するなど、社会教育の一環としての活用を検討されたい。

(3) 国分中学校区

① 現状と課題

学校規模

- ・国分小学校の児童数は緩やかな減少傾向にあるが、平成 26 年度から 30 年度は一旦増加する。しかし、平成 31 年度以降再び減少するとみられる。学級数は平成 26 年度には 15 学級であったが、平成 30 年度には 18 学級まで増加し、それ以降再び減少する。学校規模としては、適正の範囲で推移する。
- ・国分東小学校は、平成 12 年度の創立以来、概ね減少傾向にある。児童数は、平成 31 年度以降、ほぼ 100 名前後で推移するとみられる。学級数は、平成 21 年度以降、全学年単学級であり、小規模校である。
- ・国分中学校の生徒数は穏やかな減少傾向にあるが、平成 31 年度以降は増減を繰り返しながら、緩やかに減少するものとみられる。学級数は、平成 30 年度には 8 学級になるものの、その後 9 学級と 8 学級を繰り返すと予想される。

通学条件

- ・通学の道のりは、最長で小学校で 1.7 km、中学校で 2.7 km である。学校付近には坂があるが、通学区域全体では坂は比較的少なく、児童・生徒の過度な負担にはならない。
- ・交通量が多い国道 25 号線が通学区域を南北に分けているため、

十分な交通安全対策が必要である。登校時には、車、生徒、国分駅の利用者が多数行き交うので、大変危険である。

- ・平成 27 年度中には、中学校前に新しい歩道橋が設置される予定である。

通学区域と地域社会

- ・国分小学校区は、通学区域が南北に細長い。
- ・国分東小学校区は、通学区域が東西に細長い。
- ・国分小学校区は、近鉄大阪線により、旭ヶ丘小学校区と分けられている。また、大和川以北の一部、高井田東地区を校区に含んでいるが、指定外就学により堅下南小学校や堅上小学校へ通う児童が多い。
- ・国分小学校区と国分東小学校区によって、国分市場 1 丁目と 2 丁目、国分東条町がそれぞれ分かれている。
- ・子ども会は、それぞれの小学校区内に複数ある。両小学校区合同で、学校の施設を使って活動することも多々ある。(グラウンドゴルフ、ソフトボール、バレーボール、ドッチボール大会等) 小学校区で分かれている子ども会はない。
- ・自治区が学校区域で分かれているのは、東条町 1・2 で国分小学校区域と国分東小学校区域に分かれている。また、国分市場 1-1 も、国分小学校区域と国分東小学校区域に分かれている。また、高井田区は堅下南小学校区域と国分小学校区域に分かれている。

歴史的経緯

- ・国分小学校は明治 5 年、堺県第 25 番小学校として創立、国分東小学校は平成 12 年、国分小学校より分離し創立された。国分中学校は、昭和 25 年、南河内郡国分町立中学校として創立された。

小中一貫教育

- ・平成 24 年度の全市展開時より 2 小 1 中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでいる。
- ・それぞれの学校が企画している研究授業や研修会に中学校区内の教員が参加し、指導方法等の共通理解を図っている。
- ・2 小 1 中で「国分中学校区家庭学習週間～やっとなるホーム～」を設定し、家庭学習の習慣づけに努めている。
- ・小・中学校の児童会、生徒会が連携して、いじめ撲滅運動や、

募金活動の実施、国分駅ベンチの座布団作成、互いの学校へ出向き朝のあいさつ運動を実施等、活発に交流活動をしている。

耐震化

- ・国分小学校、国分中学校は今年度の改修で、全建物の耐震化工事が完了する。国分東小学校は、新耐震基準で建設されている。

防災施設

- ・国分小学校と国分中学校は、どちらも敷地の一部が土砂災害警戒区域に入っているが、比較的近鉄国分駅にも近い指定避難場所になっている。
- ・国分東小学校は、土砂災害危険区域内にあることから、土砂災害以外の災害の指定避難場所になっている。

②今後の適正規模・適正配置についての方策

【基本的な考え方】

国分小学校と国分東小学校を統合し、当面は国分中学校と1小1中による施設分離型小中一貫教育の一層の充実について検討する。
将来的には、施設一体型小中一貫教育校の設置について検討する。

【具体的な方策】

(a) 国分小学校と国分東小学校を統合し、学校規模の適正化について検討する。

- ・国分東小学校を適正規模にするためには、国分小学校と統合する方策が考えられる。その際の学校規模は、平成33年度で、児童数606名、学級数18学級であり、適正規模である。
- ・国分東小学校は、土砂災害警戒区域内にあることから、移転が望ましい。国分中学校区に新しく敷地を確保することは難しいと考えられるので、国分小学校へ統合することが現実的である。
- ・国分小学校へ統合した場合には、国分東条町の東側の児童は通学路が約2.7kmになる。3km以内ではあるが、国道25号線を横断する児童もおり、低学年児童の負担や安全面等、一定の配慮が必要である。

(b) 将来的には国分中学校区を対象とし、小中を統合した施設一体型小中一貫教育校の設置について検討する。

- ・国分中学校区として、これまで蓄積してきた小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらに小中一貫教育の教育内容充実の方策について検討する必要がある。
- ・新たに施設一体型小中一貫教育校を国分中学校区に設置すると、平成 33 年度には、児童・生徒数約 920 名、学級数 27 学級と予想される。その内訳をみると、小学校 18 学級、中学校 9 学級となり、小学校、中学校ともに適正規模で推移する。
- ・施設一体型小中一貫教育校の設置には用地の確保等、未確定な要素が多いが、具体化に向けて検討し、将来的には実現されたい。
- ・なお、今後の検討にあたっては、学校教育法の改正により新たな学校として規定された「義務教育学校」制度の活用も考慮されたい。

(c) 検討すべき課題

- ・小・小の統合や施設一体型小中一貫教育校への統合にあたっては、保護者、地域住民等に対して、広く情報を提供し、丁寧な説明や意見の収集を行うなど、きめ細かな配慮のもとに協議を進めることで、十分な理解と協力を得ることが望ましい。
- ・統合後の学校には、旧小学校や旧中学校がこれまで培ってきた歴史と成果を引継ぎ、統合についての合意形成を図りながら教育環境の充実について検討することが望ましい。
- ・統合により生じた学校跡地の活用は、地域住民の参画による体験活動や学習活動を実施するなど、社会教育の一環としての活用を検討されたい。
- ・学校は、地域社会と深い結びつきを持っており、地域活動を始め、防災やスポーツ、文化活動等の拠点としての機能を持っている。統合を行うにあたっては、地域活動の拠点としての学校の在り方について充分検討すると共に、地域活動が後退することのないように配慮することが望ましい。
- ・国分中学校の学校規模は、平成 33 年度で適正規模の下限である。今後も柏原市全体で、生徒数は減少傾向にあることから、引き続き社会情勢や人口推計の変化に注目し、将来的には隣接中学校との通学区域の見直しなど、適正規模、適正配置の再検討をすることが望ましい。

(4) 堅下北中学校区

① 現状と課題

学校規模

- ・ 堅下小学校の児童数は平成 28 年度までは緩やかな減少傾向にあるが、平成 29 年度から平成 32 年度までは増加傾向になる。学級数は平成 24 年度からは過去最少の 13 学級となったが、平成 30 年度から平成 33 年度以降は 14 学級と増加する。学校規模としては、適正規模である。
- ・ 堅下北小学校の児童数は平成 29 年度までは減少傾向にあるが、平成 30 年度以降は増加傾向が続く。学級数は、平成 27 年度は過去最少の 9 学級であったが、平成 28 年度から平成 30 年度までは 10 学級、平成 31 年度に 11 学級となる。学校規模としては、小規模校の上限である。
- ・ 堅下北中学校の生徒数は減少傾向にあるが、平成 32 年度以降は増減を繰り返しながら、緩やかに増加するものとみられる。学級数は、平成 29 年度には過去最少の 9 学級が平成 37 年度まで続き、その後増加傾向にある。学校規模としては、適正規模の下限である。

通学条件

- ・ 通学の道のりは、最長で小学校で 1.0km、中学校で 1.8km である。通学区域の東側は山の麓であり坂が多い、西側の平野部に坂は少ない。住居地により異なるが、概ね児童・生徒の過度な負担にはならない。
- ・ 交通量が比較的多い旧国道 170 号線が通学区域を南北に分けているため、十分な交通安全対策が必要である。坂道での自転車事故も少なくない。

通学区域と地域社会

- ・ 堅下小学校区は、東の高尾山山頂を含む山の麓に位置する。
- ・ 堅下北小学校区は、堅下北中学校区の約 4 分の 1 の面積で、校区の北西に位置している。
- ・ 堅下小学校区と堅下北小学校区によって、法善寺 2 丁目が分けられている。法善寺 2 丁目第 1 区から第 3 区が堅下小学校区、第 4 区が堅下北小学校区にある。
- ・ 自治区が通学区域で分けられているのは法善寺 1 丁目第 2 区

で、柏原東小学校区と堅下北小学校区に分けられている。

- ・子ども会は、それぞれの小学校区にある。小学校区ごとに集まり、学校のグラウンドで活動することもある。（校区スポーツ大会、運動会、ソフトボール大会、グラウンドゴルフ・お別れ会等）小学校区で分けられている子ども会はない。

歴史的経緯

- ・堅下小学校は明治5年、堺県17区郷学校として創立、堅下北小学校は昭和49年、堅下小学校より分離して創立、堅下北中学校は昭和51年、柏原中学校より分離して創立された。
- ・堅下小学校は、平成27年の夏に卒業生による寄付で全普通教室に空調機器が設置された。

小中一貫教育

- ・平成23年度より2小1中のモデル校として、施設分離型小中一貫教育に取り組んでいる。
- ・幼児・児童・生徒の交流として、北中散歩（幼中）、リーダー研修（小中）、クラブ体験（小）、共同募金（小中）等を実施している。
- ・保護者向け広報誌「つながり」を中学校区内の3校合同で発行している。
- ・各校の生活指導担当教員の交流会を定期的実施。学校のルール共通認識を図り、中1ギャップを防ぐ。
- ・3校合同の保護者の活動として、交通安全指導、夜間巡視、教育講演会、スポーツ活動等を実施し、交流を深めている。

耐震化

- ・堅下小学校、堅下北小学校、堅下北中学校は既に全建物の耐震化工事が完了している。

防災施設

- ・堅下小学校は、土砂災害危険区域内にあることから、土砂災害以外の災害の指定避難場所になっている。
- ・堅下北小学校は、指定避難場所になっている。
- ・堅下北中学校は、校舎の一部が土砂災害危険区域内にあることから、土砂災害以外の災害の指定避難場所になっている。

- ・ 堅下北中学校区には、いくつか指定避難場所はあるが、土砂災害の影響が少ない大型な指定避難場所は、堅下北小学校と堅下北コミュニティ会館、堅下合同会館である。

②今後の適正規模・適正配置についての方策

【基本的な考え方】

堅下小学校、堅下北小学校、堅下北中学校は、当面は現状を維持し、堅下北中学校区において進めてきた施設分離型小中一貫教育の一層の充実について検討する。

【具体的な方策】

(a) 堅下小学校、堅下北小学校の通学区域は、児童数増加傾向にあるため現状を維持する。

- ・ 堅下北小学校は、現在 11 学級で小規模校の上限であるので、学校規模の適正化について検討する必要がある。しかし、今後 6 年間、児童数の増加が見込まれることから、当面、通学区域については現状を維持する。

(b) 堅下北中学校区を対象とし、施設分離型小中一貫教育の一層の充実について検討する。

- ・ これまで蓄積してきた小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらにその教育内容を充実させるために、当面は施設分離型小中一貫教育の推進を検討することが望ましい。

(c) 検討すべき課題

- ・ 堅下小学校、堅下北中学校（校舎の一部）は、土砂災害警戒区域内にあることから、その解消が望まれる。
- ・ 今後 6 年間、柏原市内の小・中学校で堅下小学校と堅下北小学校の 2 校のみ、児童数が増加傾向にある。しかし、柏原市全体では児童数は減少傾向にあることから、引き続き社会情勢や人口推計の変化に注目し、将来的には小学校の統合や施設一体型小中一貫教育校の設置を含めた学校規模・学校配置の再検討をすることが望ましい。

(5) 堅下南中学校区

① 現状と課題

学校規模

- ・ 堅下南小学校の児童数は、平成 31 年度までは、ほぼ同じであるが、平成 32 年度からは減少傾向にある。しかし、学校規模としては、適正規模の範囲で推移する。
- ・ 堅下南中学校の生徒数は、平成 31 年度までは、減少傾向が続くが、その後平成 33 年度までやや増加傾向にある。学級数は、常に 6 学級で推移し、小規模校である。

通学条件

- ・ 通学の道のりは、最長で小学校で 3.0km、中学校で 2.8km である。通学区域全体で坂は比較的多く、児童・生徒の負担になっていると思われる。
- ・ 平成 17 年度より、通学距離の長い青山台地区や武田塾の低学年児童対象にスクールバスを運行している。また、平成 26 年度より、高井田分校閉校に伴い、新たに分校校区の 1、2 年生にもスクールバスの乗車を認めている。
- ・ 旧国道 170 号線や近鉄大阪線、J R 大和路線が通学区域内を通っているため、十分な交通安全対策が必要である。

通学区域と地域社会

- ・ 堅下南小学校と堅下南中学校の 1 小 1 中校区である。
- ・ 柏原東小学校区によって、太平寺 1 丁目が分けられている。
- ・ 国分小学校区によって、高井田が分けられている。
- ・ 子ども会は、複数ある。合同で校区大会や歓送迎会で小学校のグラウンドで活動している。
- ・ 自治区が学校区域で分かれているのは、高井田区で国分小学校区域により分けられている。また、太平寺 1 丁目第 1 区は柏原東小学校区域により分けられている。
- ・ 堅下南小・中学校校区内にある児童自立支援施設：大阪府立修徳学院内に入っている児童・生徒のための学校として、同施設に柏原市立桜坂小・中学校が平成 25 年度に創立された。

歴史的経緯

- ・ 堅下南小学校は昭和 52 年、堅下小学校から分離して創立された。

- ・ 堅下南中学校は、昭和 58 年、柏原中学校と堅下北中学校がそれぞれ一部分離して創立された。
- ・ 堅下小学校区内にあった、堅下小学校高井田分校は、昭和 52 年の堅下南小学校創立に伴い、堅下南小学校高井田分校と改名された。
- ・ 山間にある堅上小・中学校が一貫教育校として設置された 3 年後の平成 22 年 4 月に、堅下南小中一貫教育校が設置された際、健全育成会も一つになり、地域の連帯感は強い。
- ・ これまで堅下南中学校へは堅下南小学校と、堅下小学校から入学していたが、小中一貫校開校にともなって、堅下南小学校の校区からだけに改編された。
- ・ 堅下南小学校高井田分校は、児童数の減少のため、平成 25 年度末で閉校となった。

小中一貫教育

- ・ 平成 22 年度より平地部のモデル校として、1 小 1 中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでいる。
- ・ 他の中学校区と異なり、道路を挟んだ隣接型となっている。
- ・ 小・中合同遠足、6 年生の中学校 1 日授業体験、支援学級のデイキャンプを実施するなど、1 小 1 中を生かした特色ある取り組みを行い、「堅下南小中学校」として内外に発信している。
- ・ 中学校区で一つの健全育成会、小・中合同で学校評議員会を開催、地域活動でも小・中の P T A が協働するなど、保護者・地域での連携が進んでいる。

耐震化

- ・ 堅下南小学校は、耐震化工事は完了している。堅下南中学校は、新耐震基準で建設されている。

防災施設

- ・ 堅下南中学校は、敷地の一部が土砂災害警戒区域に入っていることから、土砂災害以外の災害の指定避難場所になっている。
- ・ 堅下南小学校は、指定避難場所になっている。
- ・ どちらも、市役所や近鉄安堂駅に比較的近い場所に位置する。

②今後の適正規模・適正配置についての方策

【基本的な考え方】

堅下南小・中学校は、当面は現状を維持し、施設分離型小中一貫教育の教育効果を一層高める取り組みの推進を図る。

将来的には施設一体型小中一貫教育校の設置について検討する。

【具体的な方策】

(a) これまでに進めてきた1小1中での施設分離型小中一貫教育の一層の充実について検討する。

- ・ 堅下南中学校は小規模校であるが、校区は広く、通学の道のりが生徒の負担となっていることから、さらに大きな負担となる他の中学校への統合等は、考えにくい。
- ・ 堅下南中学校区として、これまで蓄積してきた小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらに小中一貫教育の教育内容を充実させる方策について検討する必要がある。

(b) 将来的には堅下南中学校区を対象とし、小中を統合した施設一体型小中一貫教育校の設置について検討する。

- ・ 施設を一体にすることにより、小中学校全体として集団規模を確保しながら、異年齢交流を充分に行うことで、社会性を養うなど、小中一貫教育の特性を生かすことが望ましい。
- ・ 校地校舎の現状を踏まえると、施設一体型にするためには、土砂災害警戒地域にある堅下南中学校の校舎を堅下南小学校の敷地に建てるのが考えられる。新たに施設一体型小中一貫教育校を設置すると、平成33年度には、児童・生徒数約495名、学級数18学級と予想されるが、その内訳を見ると、小学校12学級、中学校6学級となる。
- ・ なお、今後の検討にあたっては、学校教育法の改正により新たな学校として規定された「義務教育学校」制度の活用も考慮されたい。

(c) 検討すべき課題

- ・ 施設一体型小中一貫教育校を設置する場合、保護者や地域住民に広く情報を提供し、丁寧な説明や意見の収集を行うなど、きめ細かな配慮のもとに協議を進めることで、十分な理解と協力を得ることが望ましい。
- ・ 今後も柏原市全体で、児童・生徒数は減少傾向にあることから、引き続

き社会情勢や人口推計の変化に注目し、将来的には隣接校との通学区域の見直しや統合など、適正規模、適正配置の再検討をすることが望ましい。

- ・小中一貫教育の推進に施設一体化は大きな効果があると考えられるが、堅下南小・中学校の場合は、道路を挟んだいわゆる隣接型であり、取り組みを充実・発展させる余地はまだあると考えられる。将来的には中学校の再編を計画するなど大きな変化も考えられることから、十分な考察と長期的な計画のもとに進めることが求められる。

(6) 玉手中学校区

①現状と課題

学校規模

- ・玉手小学校の児童数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にある。平成 27 年度には児童数が 522 名いるが、平成 33 年度には 377 名と 150 名ほど大幅に減少すると見込まれる。学級数は平成 27 年度は 18 学級であるが、平成 33 年度には 13 学級まで減少する。学校規模としては適正であるが、将来もこの傾向が続くと小規模校になる可能性がある。
- ・旭ヶ丘小学校の児童数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にある。児童数は、平成 27 年度で 417 名であるが、平成 33 年度では 369 名に減少すると見込まれる。学級数は、平成 28 年度から平成 33 年度まで 12 学級である。学校規模は適正規模の下限で推移する。
- ・玉手中学校の生徒数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にある。平成 27 年度には、生徒数が 518 名いるが、平成 33 年度には 417 名と中学校区では一番減少人数が多い。学級数は、徐々に減少し、平成 33 年度には 11 学級になると見込まれている。学校規模としては、適正規模で推移する。

通学条件

- ・通学の道のりは、最長で小学校で 1.5km、中学校で 2.6km である。通学区域内に玉手山があることから、居住地によっては毎日の通学が負担になる児童・生徒もいる。
- ・住宅地の中に府道が複数本走っており、十分な安全対策が必要である。

通学区域と地域社会

- ・玉手小学校区は、通学区域が南北に細長い。
- ・旭ヶ丘小学校区は、通学区域が東西に細長い。
- ・子ども会は、それぞれの小学校区内にある。子ども会合同で、学校の施設で活動することも多々ある。(スポーツカーニバル、ソフトボール、盆踊り大会、クリーン宣言等) 小学校区で分かれている子ども会はない。
- ・自治区が学校区域で分かれているのは、円明町第2区で玉手小学校区域と旭ヶ丘小学校区域に分かれている。

歴史的経緯

- ・玉手小学校は、昭和48年に国分小学校から分離して創立、旭ヶ丘小学校は、昭和56年に国分小学校と玉手小学校からそれぞれ一部分離して創立、玉手中学校は、昭和60年に国分中学校から分離して創立された。

小中一貫教育

- ・平成24年度の全市展開時より2小1中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでいる。
- ・幼・小・中の教員が教科ごとのカリキュラムを検討し、子どもたちのつまずきを無くす学習指導を進めている。
- ・年度末に各校園の全教職員が集まり、1年間の取り組みの報告や総括を行い、共通理解を図っている。
- ・小・中クラブ交流会や、園児の小学校授業体験、幼稚園、保育園児と保護者を招いて中学校吹奏楽部のクリスマスコンサート開催、3校合同フェスタ等、園児、児童、生徒の交流活動を活発に行っている。

耐震化

- ・玉手小学校、旭ヶ丘小学校は、耐震化工事が完了しており、玉手中学校は、新耐震基準で建設されている。

防災施設

- ・玉手小学校は、土砂災害以外の指定避難場所になっている。
- ・旭ヶ丘小学校は、指定避難場所になっている。
- ・玉手中学校は、洪水以外の指定避難場所になっている。

②今後の適正規模・適正配置についての方策

【基本的な考え方】

玉手小学校、旭ヶ丘小学校、玉手中学校は、当面は現状を維持し、玉手中学校区において進めてきた施設分離型小中一貫教育の一層の充実について検討する。

【具体的な方策】

(a) 玉手小学校、旭ヶ丘小学校、玉手中学校の通学区域は現状を維持する。

- ・玉手小学校、旭ヶ丘小学校や玉手中学校は、児童数が減少しているが、平成33年度までは適正規模で推移していると思われるため、当面通学区域は現状を維持する。

(b) 玉手中学校区を対象とし、施設分離型小中一貫教育の一層の充実について検討する。

- ・玉手中学校区として、これまで蓄積してきた小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらに教育内容を充実させる方策について検討する必要がある。具体的には、小中の通学区域の現状を維持しつつ、施設分離型による小中一貫教育の推進を検討されたい。
- ・校地校舎の現状から、現在の敷地に新しい施設一体型小中一貫教育校を建設することは難しい。また、通学区域内で新たに敷地を確保することも難しい。

(c) 検討すべき課題

- ・住民基本台帳からみる平成33年度までの児童・生徒数によると、玉手中学校区は、3校とも適正規模校である。しかし、玉手小学校や玉手中学校は児童・生徒数の減少が激しいことが予測されている。さらに今後も柏原市全体で、児童・生徒数は減少傾向にあることから、将来的には社会情勢や人口推計の変化に注目し、通学区域の見直しや統合を検討することが望ましい。

おわりに

本審議会は、昨年5月に教育委員会からの諮問を受けて、柏原市立小・中学校の適正規模・適正配置について、13回の審議を重ねました。本答申は基礎的データとして、現在の住民基本台帳による児童・生徒数の推移を参考にして、予測できる小学校は平成33年度まで、中学校は平成39年度までの数字をもとに、児童・生徒の教育環境の改善方策として学校の統合整備について言及しています。

その際、学校は児童・生徒を育成するという使命のみならず、地域にとっての大きな存在であり、前半で論議した基本的な考え方を尊重して、本答申策定を進めてきたところです。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所のデータによると、柏原市の人口は減少することが予想されており、本答申で言及しているとおり、状況に応じて適当な時期に、改めて適正規模・適正配置についての審議会を立ち上げ、本答申の更新をしなければならぬと考えます。本答申を受けて小中一貫教育の推進など、行政が施策を進める際には、将来を見据えた上で本答申を活用されることが望まれます。

最後に本審議会を運営するにあたり、ご尽力いただいた教育委員会事務局に感謝を申しあげ、答申の結びとします。

柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会

資料①

○柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会規則

平成27年3月30日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（平成24年柏原市条例第24号）第3条の規定に基づき、柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、柏原市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、柏原市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置について調査、審議し、意見を付して答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 柏原市立小学校及び中学校の校長の代表者
- (4) 前各号ほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該諮問に係る答申を行う日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号及び第3号までに掲げる委員については、その職を失った場合においては、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、委員会事務局において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の会長の職務は、委員会の委員長が行う。

資料②

柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属	備考
学識経験者	島 善 信	大阪教育大学 特任教授	会長
	藤 村 裕 爾	大阪大谷大学 特任教授	副会長
公共的団体等 の代表者	茨 木 英 夫	柏原市区長会 代表	
	松 永 栄 三	柏原市区長会 代表	
	辰 巳 幸 男	柏原市地区福祉委員会 代表	
	今 水 栄 一	柏原市青少年指導員協議会 代表	
	平 田 和 男	柏原市子ども会育成連絡協議会 代表	
	興 梶 義 幸	柏原市PTA協議会 代表	
	水 原 真 証	柏原市PTA協議会 代表	
市立小学校 及び中学校の 校長	浦 上 隆	柏原市小学校校長会 代表	
	小 川 弘 恭	柏原市中学校校長会 代表	

柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会の審議経過

会議	開催日	検討内容等
第1回	平成27年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長、副会長の選出 ・諮問事項の説明 ・今後のスケジュール ・市立小・中学校規模等に関わる現状について
第2回	平成27年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校規模等の適正化について検討する際の視点について
第3回	平成27年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校規模等の適正化について検討する際の視点について ・適正な学校規模について
第4回	平成27年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な学校規模について ・適正な学校配置について
第5回	平成27年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・柏原市の小中一貫 ・中間答申(案)の検討
第6回	平成27年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申(案)の検討
中間答申	平成27年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への中間答申(会長より)
第7回	平成27年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区の適正配置について
視 察	平成27年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市立東山泉小中学校(西学舎・東学舎) ・凌風学園 京都市立凌風小中学校
第8回	平成27年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区の適正配置について
第9回	平成27年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区の適正配置について
第10回	平成27年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区の適正配置について
第11回	平成28年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)について
第12回	平成28年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)について
第13回	平成28年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)とりまとめ
答 申	平成28年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への答申(会長より)



資料④

柏教委第 273 号
平成 27 年 5 月 27 日

柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会
会長 様

柏原市教育委員会

諮問書

柏原市教育委員会は、柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会に対して、次の項について諮問する。

記

1. 諮問事項

- (1) 市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方に関すること
- (2) 小中一貫教育を推進する観点からの市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に関すること

2. 理由

全国的に少子化の進む中、本市においても児童・生徒の数が年々減少し、その傾向は今後も続くと思われま

す。一方、本市には土砂災害警戒区域に指定されている学校が多いため、移転・再編等も視野に入れた今後の学校整備を検討する状況にあります。

また、全市的に幼小中一貫教育を推進している本市として、一体型校舎の建設について、今後の基本的な方策を立てる必要があります。

そこで、本市立小・中学校において、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、学校規模等の適正化について検討する必要があります。

このような状況を受けて、本市立小・中学校の適正規模・適正配置についてご意見を伺うものです。